

徳島県告示第440号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、三好市長及び海陽町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年8月21日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 三好市に係る地籍調査

(1)ア 調査を行った者の名称

三好市

イ 調査を行った時期

令和5年度から令和7年度まで

ウ 成果の名称

三好市（重末の一部・冥地の全部）の地籍図及び地籍簿（重末1・冥地地区）

エ 調査を行った地域

三好市西祖谷山村大字重末の一部及び冥地（重末1・冥地地区）

オ 認証年月日

令和8年8月10日

(2)ア 調査を行った者の名称

三好市

イ 調査を行った時期

令和5年度から令和7年度まで

ウ 成果の名称

三好市（新居屋の全部）の地籍図及び地籍簿（新居屋地区）

エ 調査を行った地域

三好市東祖谷大字新居屋（新居屋地区）

オ 認証年月日

令和8年8月10日

2 海陽町に係る地籍調査

(1) 調査を行った者の名称

海陽町

(2) 調査を行った時期

令和4年度及び令和5年度

(3) 成果の名称

海陽町浅川の一部の地籍図及び地籍簿（浅川1－5地区）

(4) 調査を行った地域

海部郡海陽町浅川の一部（浅川1－5地区）

(5) 認証年月日

令和8年8月10日